

八街市地域公共交通協議会公募委員選考要領

1 目的

この要領は、八街市地域公共交通協議会公募委員の選考に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 選考委員会

- (1) 選考委員会は、八街市地域公共交通協議会規約第5条の会長及び会長が指名した者で組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、会長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の事務は、企画政策課において処理する。
- (6) その他必要な事項については、委員長が別に定める。

3 評定項目

選考は、公募委員申込書の記述内容について、次の評定項目に基づき行うものとする。

- (1) 現状把握：
 - ① 本市の公共交通(ふれあいバス、路線バス等)の現状、課題等を明確に把握しているか。
 - ② 採算面も含めた問題意識はあるか。
 - ③ 公共交通に関する識見を有しているか。
- (2) 先見性・将来性：
 - ① 本市の公共交通を将来にわたり維持・継続していくための提言であるか。
 - ② 実現性のある提言であるか。
- (3) 総合的な視点：本市における公共交通について、総合的な視点に立って考えられているか。
- (4) 熱意・意欲：利用者、市民の視点に立脚し、本協議会に参画する意欲があるか。

4 選考方法

選考方法は次のとおりとする。

- (1) 選考に当たっては、評定の項目ごとに5点満点で、各選考委員が以下の基準により採点する。

採点基準		
優良	5点	非常に優れている。
良好	4点	条件以上に期待できるものがある。
普通	3点	条件は備えている。
やや劣る	2点	条件にやや劣る
不可(不明)	0点	条件に達していない

- (2) 各選考委員が応募者ごとに採点した各項目の点数を合計し、上位点数の者から順に選考する。ただし、平均点数が3点に満たない場合及び採点基準に「不可」の項目がある場合は不採用とする。また、選考上同点となった場合は、選考委員により総合的に判断し、序列化する。

5 選考結果の通知

選考の結果は応募者全員に通知するものとする。

6 その他

選考の結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。